

三光株式会社との協定締結式について

益田市及び益田広域では、三光株式会社と「緊急事態発生時における廃棄物処理に関する協定」を締結します。

次のとおり協定締結式を行いますので、取材方よろしくお願いいたします。

1. 概 要

本圏域で、地震や水害などの自然災害が発生した場合、または所有する施設に不測の事態が発生し、各自治体が所有する処理施設で廃棄物処理が困難になった際、三光株式会社が所有する施設で処理することについて、予め協定を締結しておくことにより同廃棄物の迅速且つ効果的な処理をすることを目的とします。

(1) 協定相手方

三光株式会社 代表取締役社長 三輪 昌輝

(2) 協定内容（抜粋）

緊急事態起因廃棄物の処理及びそれに伴い必要となる業務に係る連携と協力

(3) 協定期間

協定締結の日から令和5年3月31日まで（以降は1年ごとの自動更新）

2. 締結式

【日 時】令和4年5月23日（月）16時～

【場 所】益田市立水防センター 2階

3. その他

今回は益田市、益田地区広域市町村圏事務組合他、津和野町、吉賀町及び鹿足郡不燃物処理組合が連名にて協定締結自治体として調印します。